


報告第2号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月4日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 


提案理由

受傷事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専 決 処 分 書

受傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月1日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和4年1月26日 午後4時00分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市古川1015番地1保健福祉センター内
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 健康増進課の発達支援事業に係る個別指導中、幼児にソフトブロックの遊び方を教えていたところ、幼児の人差し指が臨床心理士の左目に刺さり怪我をした。
- 5 損害賠償額 8,440円
- 6 市の過失割合 100%